

あなたがお持ちの知識や技能、経験を生かしてみませんか！

市民登録講師の募集



■登録条件

各分野で優れた知識や技能、経験を持ち、出前講座【市民編】の講師として活動できる個人または団体。国籍・住所・年齢は問いません。ただし、営利、政治、宗教活動を目的とする場合は認めません。

■登録期間

登録した日の属する年度末までです。次年度以降も登録を更新して活動いただけます。

■登録方法

「恵那市生涯学習市民登録講師 登録申請書」に必要事項を記入し、生涯学習課へご提出ください。申請書は生涯学習課・恵那文化センター・市民会館・各コミュニティセンターに備え付けのほか、市ウェブサイトから入手できます。申請は随時受け付けています。申請時に指導内容や条件についてお伺いさせていただきます。

■講師料

講師自身が学んだ成果を生かせる場として、市民三学運動の「学んで生かす」の趣旨に基づいており、無償で講義していただきます。ただし、講座開講にあたり、必要な材料費や交通費は請求することができます。



■活動内容

ご登録いただいた内容を、市民大学ガイドブックや市ウェブサイトで市民の皆さんにお知らせします。利用の申し込みがあった際に、指定の会場に出向いて講義をおこなっていただきます。

利用者は、自治会、PTA、子ども会、学校、壮健クラブ、事業所、自主学习グループなど様々な方にご利用いただいています。（昨年度までの出前講座の実績より）

受講者は、お子さんから高齢者まで幅広い世代に受講していただいています。（昨年度までの出前講座の実績より）



活動中の事故や怪我、他人や物品に損害を与えてしまった際には、傷害保険により補償します。

■ より良い利用のために、ご理解とご協力をお願いします。

- 市民登録講師の皆さんは、市民三学運動の趣旨に賛同くださり、無償で講義を行ってください。
- 業務や講師の都合により、ご希望の開催日時に添えない場合がありますのでご了承ください。
- 会場の手配・準備・片付けは利用者で行いましょう。
- 講座の司会や進行、講師紹介は利用者で行いましょう。
- 子どもが参加する講座は、代表者や保護者の方が必ず引率してください。
- 利用者が故意か偶然かに関わらず、自らの責任で怪我や物損をされた場合、市および講師は一切責任を負いません。
- 講座の開催に材料費や交通費が必要な場合は、必ず事前に講師と打合せ、直接講師にお支払いください。
- 行政編は、市政への苦情や要望を受ける場ではありません。また、質疑の内容によっては、その場でお答えできない場合もありますのでご了承ください。

■ 講座メニュー表の見方

- 講座分野 …………… 行政編は市役所の業務分野ごとに、市民編は講座の内容ごとに分類しています。ご希望の講座を探す際の目安にしてください。
- 講座名 …………… 講座の名称です。
- 講座内容 …………… どんなことが学べる講座か、内容を紹介しています。
- 講師名(市民編) …… 市民登録講師のお名前です。団体登録の場合は団体名を載せています。
- 曜日／時間帯 …… 講座が開催できる曜日及び時間帯です。時間帯は午前(午前10時～正午)、午後(正午～午後5時)、夜間(午後5時～9時)の3つに分けています。記載の曜日及び時間であっても、都合により開講できない場合があります。
- お知らせ …………… おすすめの対象年代、受講に適当な人数、講座の所要時間、材料費・交通費の有無、持ち物、その他お伝えしたいことを載せています。
- 担当課・申込先(行政編) …… 行政編は講座を担当する部署に直接お申し込みください。
- ⑨ …………… 今号から新たに開講されるメニューです。

